

# 労 災 保 険

## 『アフターケア』制度のご案内

### は じ め に

労災保険制度では、業務災害又は通勤災害により被災された方に対して、その方の症状が固定（治ゆ）した後においても、後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることから、必要に応じ予防その他の保健上の措置として「アフターケア」を実施しています。

アフターケアは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、労災保険法施行規則第11条の規定により指定された病院又は診療所若しくは薬局で行うことができますが、その対象となるのは各対象傷病ごとに定められた範囲内の措置に限られています。



厚 生 労 働 省  
都 道 府 縿 労 働 局  
勞 働 基 準 監 督 署

## ●対象傷病

アフターケアは、傷病が症状固定（治ゆ）した後における保健上の措置として、次に掲げる20傷病について、1か月に1回程度の診察、保健指導及び検査等一定の範囲内で必要な措置を行うものです。

- ① せき・髄損傷
- ② 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）
- ③ 尿路系障害
- ④ 慢性肝炎
- ⑤ 白内障等の眼疾患
- ⑥ 振動障害
- ⑦ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折
- ⑧ 人工関節・人工骨頭置換
- ⑨ 慢性化膿性骨髓炎
- ⑩ 虚血性心疾患等
- ⑪ 尿路系腫瘍
- ⑫ 脳の器質性障害
- ⑬ 外傷による末梢神経損傷
- ⑭ 熱傷
- ⑮ サリン中毒
- ⑯ 精神障害
- ⑰ 循環器障害
- ⑱ 呼吸機能障害
- ⑲ 消化器障害
- ⑳ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒

## ●対象者

アフターケアの対象者は、業務災害又は通勤災害により被災された方で、症状が固定した後においても、後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある方です。